

## ●香川県監査委員公表第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成22年11月19日

香川県監査委員 仲山省三  
同 鍋嶋明人  
同 宮本欣貞  
同 都村尚志

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成21年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について 道路付属物復旧工事原因者負担金の徴収について、分納が中断しているものがあるので、事実を確認し、適正に対応する必要がある。（西讃土木事務所）</p> <p>イ 超過勤務手当について 超過勤務手当について、支給漏れがあったので、追給する必要がある。（河川砂防課）</p> <p>ウ 出張旅費について 県内旅費について、支給されていないものがあるので、追給する必要がある。（道路課）</p> <p>エ 財産管理について (ア) 公有財産である公園運動場トイレについて、火災により消滅したが、事故報告及び公有財産簿の修正が行われていなかった。（都市計画課） (イ) 都市公園台帳について、公園施設等に変更がある場合は、調書等を速やかに訂正する必要がある。（都市計画課）</p>	<p>ア 収入事務について 再度資産調査を実施し、適正な手続きを行う。</p> <p>イ 超過勤務手当について 平成22年9月の給料支給時に、追給した。</p> <p>ウ 出張旅費について 平成22年8月24日、該当者に対し追給した。</p> <p>エ 財産管理について (ア) 直ちに事故報告及び公有財産簿の修正を行った。 (イ) 所管の公園について、点検を行い、所要の訂正を行った。</p>
検討指示事項	廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について 廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握	廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について 廃道敷及び廃川敷の現状把握に努め、適正な管理を図るとともに、地元市町

し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。（道路課、河川砂防課）や関係者との協議を積極的に進め、売却等の処分に努める。